

## 玉名市下水道事業経営戦略策定支援業務委託仕様書

この仕様書は、玉名市（以下甲という。）が受託者（以下乙という。）に業務委託する「玉名市下水道事業経営戦略策定支援業務委託」について適用する。

### 第1章 総則

#### 1 委託業務名

玉名市下水道事業経営戦略策定支援業務委託

#### 2 業務の目的

本業務は、玉名市下水道事業（以下「下水道事業」という。）における中長期的な経営計画を策定することにより、持続可能な下水道事業の実現を図ることを目的とする。

#### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

#### 4 対象事業

- （1）公共下水道事業
- （2）農業集落排水事業

#### 5 計画期間

令和8年度～令和17年度までの10年間

※ただし、投資試算期間及び財源収支期間は30年程度とすること。

#### 6 従事者

乙は、本業務を実施するにあたり、公営企業会計に精通し、かつ、下水道事業の経営戦略策定に関する業務の実績がある公認会計士を業務責任者または業務担当者として従事させるものとする。

なお、公認会計士を自社雇用の職員により配置ができない場合は、業務提携等による人員の配置も可とするが、その場合は、当該公認会計士が本業務に即時対応できる体制を整えること。

#### 7 作業計画及び工程管理並びに業務責任者等

- （1）乙は、契約締結後、遅滞なく業務計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。業務計画書の記載内容に追加または変更が生じた場合は、速やかに甲の承認を受けなければならない。

ればならない。なお、甲は、乙が配置した業務責任者及び各業務担当者等が業務遂行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して乙に変更を求めることができる。

(2) 乙は、業務実施の状況について、甲に適時、報告するとともに、甲の指示があった場合は、甲の請求する成果または資料を提出し、その内容の説明を行うものとする。

(3) 乙は、協議及び打ち合わせの都度、その内容に対する議事録を作成し、7日以内に甲に提出するものとする。

(4) 回数は3回を標準とするが、業務の進捗状況等、必要に応じて増減するものとする。

(5) 協議・打合せにあたっては、公認会計士を同席させることとする。

## 8 法令等の遵守

(1) 経営戦略の策定にあたっては、総務省でとりまとめた「経営戦略ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」の最新版に準拠することを原則とし、自治財政局通知における各事項に留意し、すべての要件を満たしたものとすること。

ア 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）総務省

イ 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書（平成26年3月）総務省

ウ 公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書（平成27年4月）総務省

エ 「経営戦略」の策定推進について（平成28年1月）総務省

オ 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（平成31年3月）総務省

カ 「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月）総務省

キ 下水道使用料算定の基本的考え方 日本下水道協会

ク 地方公営企業繰出基準

ケ そのほか下水道の経営に関する関係法令、諸法規、各種通知等

コ そのほか社会資本整備総合交付金要綱等下水道整備、農業集落排水設備等整備に関する関係法令、諸法規、各種通知等

## 第2章 業務内容

### 9 現状分析と課題の整理

(1) 基本情報の整理と現状分析

ア 経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等、事業経営全般の現状を的確に把握し分析する。

イ「経営比較分析表」等を活用し、指標の経年変化や経営規模等の類似団体（複数）及び近隣団体との経営状況の比較分析を行う。また、図や表を用い分かりやすく示し、経営指標の用語についても解説を付すこと。

## 1 0 将来の事業環境の把握及び課題の整理

### (1) 将来人口、有収水量及び使用料収入等の見通し

将来の人口予測及び処理区域内人口等の推移から有収水量を予測し、需要予測を踏まえた使用料収入等の将来予測を行う。その際は、人口減少等社会構造の変化、物価上昇等社会経済情勢の変化等必要な情報を考慮し予測を行うこと。

### (2) 施設・設備の見通し

各施設、設備及び管渠の老朽化度合いなどについて、既存のストックマネジメント計画等と整合し見通しを把握する。地域の現状等将来の予測を踏まえ、今後必要となる施策、実施時期、将来の新規投資需要及び更新投資需要について整理を行う。

### (3) 組織の見通し

上記の見通しを踏まえ、対応する組織の見通しを行う。

### (4) 外部環境の見通し

災害リスク、下水道事業のトレンド、将来展望など、外部環境の見通しを行う。

### (5) 現状分析及び将来の事業環境の把握・分析から出てくる経営課題について整理する。

## 1 1 経営の基本方針の検討

(1) 本市下水道事業を継続するうえでの経営理念、基本方針等を検討する。検討にあたっては、本市総合計画、その他関連計画との整合性を図ること。

(2) 基本方針においては、計画期間内における具体的な取組、目標等の案を分かりやすく提示すること。

## 1 2 投資・財政計画の策定

### (1) 投資試算

#### ア 施設及び設備の現状把握

保有施設及び設備の現状を、管渠（汚水・雨水）、処理場、ポンプ場等の資産区分に分けて把握する。

#### イ 将来の需要予測

① 各事業計画の実施スケジュール、施設及び設備の現状等に基づき、新規、更新需要等の将来投資試算を行う。

② 人口予測、物価上昇等社会経済状況、サービス需要等の予測を踏まえて経費予測を行う。

③ 投資試算期間は 30 年間程度設定すること。

#### ウ 目標設定

① 下水道事業の現状及び将来予測を踏まえ、将来にわたり住民サービスを確保するため

に必要となる投資試算の目標を設定する。

- ② 目標設定においては、維持管理及び更新に要する経費も視野に入れて検討を行う。
- ③ 社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイントについて明記すること。

#### エ 投資試算のとりまとめ

- ① 投資の優先順位や平準化等による合理的な投資の内容及び所要額等の見通しを複数パターン行い、取りまとめる。
- ② 投資の合理化については、需要予測を踏まえた施設及び設備のスペックダウン、長寿命化の検討など、多様な視点から検討すること。

### (2) 財源試算

#### ア 財務状況の現状把握、分析及び目標設定

財務状況を示す適切な経営指標を選定し、現在の財務状況を分析する。また、計画期間における複数の目標値を設定する。

#### イ 財源構成の検討

- ① 人口推計や投資試算に基づく財政負担増加額等を把握し、検討すること。
- ② 企業債については、将来世代に過重な負担を強いることがないように、企業債残高水準の検討を行うこと。
- ③ 投資試算期間は 30 年間程度設定すること。

#### ウ 財源試算の取りまとめ

- ① 事業の持続可能な経営目標を勘案しながら、財源収支の見通しについて、確保する手段と共に取りまとめる。
- ② 財源収支期間については、投資試算期間と合わせること。
- ③ 財政収支の予測から、使用料体系の見直し、使用料シミュレーションを複数パターン行う。
- ④ 取りまとめの際は、原価計算の内訳を記載し、見える化を図ること。

### (3) 投資以外の経費の試算

ア 投資以外の経費については、合理的な額の確保を前提とするが、徹底した効率化、適正化を図り、投資・財政計画に反映させること。

イ 物価上昇、賃金上昇等の影響を受けるものについては、上昇率を設定すること。

#### (4) 投資・財政計画の策定

##### ア 投資・財政計画の策定

- ① 投資試算と財源試算等の整合性を検証し、収支均衡がとれた最適な投資・財政計画を策定すること。
- ② 使用料、投資額、経費等の推移について、複数の異なる想定条件を設定し検討すること。
- ③ 受益者負担金については、岱明処理区のみ徴収するパターンと、岱明処理区及び玉名処理区で徴収するパターンについても収支を試算すること。
- ④ 岱明処理区については、現状の認可区域での財政計画、全体区域（岱明町の開田地区を整備した場合）での財政計画についても試算すること。

##### イ 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要への提案

- ① 投資試算や財政収支の予測から、将来にわたる経営課題と優先的取組事項について整理すること。
- ② 上記経営課題解決のための現状の課題分析と改善方法の提案を行う。
- ③ 収入増加・支出削減のための実効性のある具体的な取組や時期について提案を行うこと。

##### ウ ロードマップの策定

目標値達成の可視化を図り、目標値達成及び経費回収率の向上に向けた取り組みをロードマップとして整理すること。

#### 1.3 経営戦略の策定

- (1) 検討過程をとりまとめた経営戦略（案）及び概要版を作成する。
- (2) 経営戦略（案）及び概要版については、玉名市上下水道事業審議会等の意見を反映させるための修正を行う。
- (3) 経営戦略（案）及び概要版については、図やイラスト、写真等を用い、市民に分かりやすいものとする。
- (4) 用語の解説を付すること。

#### 1.4 経営戦略の事後検証について

経営戦略の達成度を評価する仕組みをより実効性のあるものとするために、進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）等の事後検証、改定等に関する考え方や手法等について検討すること。

#### 1 5 審議会等の運営支援

本業務における経営戦略を玉名市上下水道事業審議会に諮るために、必要な資料の作成及び運営の支援を行う。

### 第3章 その他

#### 1 6 完了報告等

本業務が完了したときは、乙は遅滞なく実績報告書及び完了届を甲に提出し、検査を受けなければならない。

#### 1 7 成果の帰属

本業務の成果品は、すべて甲の帰属とする。また、乙は、甲の承認を受けずに成果品を複製し、他に公表または貸与してはならない。

#### 1 8 成果品

本業務において作成する成果品は次のとおりとする。

##### (1) 下水道事業

- |                                                             |                                                |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ア 公共下水道事業経営戦略                                               | A 4 紙媒体製本一式及び電子データ<br>(PDF 及びワード等編集可能な形式)      |
| イ 農業集落排水事業経営戦略                                              | A 4 紙媒体製本一式及び電子データ<br>(PDF 及びワード等編集可能な形式)      |
| ウ 公共下水道事業経営戦略概要版                                            | A 4 版 2 枚程度紙媒体一式及び電子データ<br>(PDF 及びワード等編集可能な形式) |
| エ 農業集落排水事業経営戦略概要版                                           | A 4 版 2 枚程度紙媒体一式及び電子データ<br>(PDF 及びワード等編集可能な形式) |
| オ 電子データ (本業務に係る検討結果を再現可能な各種数値の算出過程において用いた積算データ (エクセル等) の提供) |                                                |
| カ 業務報告書 1 部                                                 |                                                |
| キ 打合せ記録簿 一式 (紙媒体及びPDF データ)                                  |                                                |
| ク その他、甲が指示する資料                                              |                                                |

#### 1 9 中立性の堅持

乙は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

#### 2 0 秘密の保持等

(1) 乙は、本業務委託の履行上知りえた事項を一切他人に漏らしてはならない。これは、

契約終了後又は契約解除後も同様とする。

(2) 乙は、成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を発注者に許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡若しくは無断使用してはならない。これは、契約終了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 乙は、本業務における個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めることとする。

## 2 1 その他

その他本業務を遂行するに当たって必要な事項については、甲乙協議の上で決定することとする。